

仕様書

1. 業務名

広島市立学校産業廃棄物収集運搬及び処分業務（金属くず、廃プラスチック類等、東区）

<第2回>

2. 履行場所(排出場所)

広島市立福木小学校（広島市東区馬木九丁目1番2号）ほか17校

詳細は、別表のとおり

3. 業務委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで。

4. 法令の遵守

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

5. 委託内容

本業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令を遵守のうえ、この仕様書に基づき別表記載の学校（以下「学校」という。）に集積してある産業廃棄物を収集し、処理施設において適正に処分するものとする。

ただし、家電リサイクル法対象機器については、製造業者等（製造業者、輸入業者）の指定引取場所に搬入すること。

(1) 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

(2) 委託する産業廃棄物の種類及び数量

別表のとおり

(3) 輸入廃棄物の有無：無

(4) 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：_____

所在地：_____

処分の方法：_____

施設の処理能力：_____

(5) 最終処分の場所、方法及び処理能力

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

(6) 収集・運搬過程における積替保管

(注：契約当事者の都合により下記のア、イ、ウのいずれかを選択する。)

ア 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

イ 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

ウ 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合受注者はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____

積替保管施設の所在地： _____

積替保管施設の保管上限： _____

(7) 家電リサイクル法対象家電については、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき適正に処理すること。

(8) 業務用冷凍空調機器のフロンガスはフロン回収・破壊法に基づき適正に処理すること。

(9) 本業務の実施に先立ち、業務実施計画書を作成し発注者に提出すること。業務実施計画に変更があったときも、同様とする。

6. 適正処理に必要な情報の提供

(1) 適正処理に必要な情報は、次のとおりとする。

ア 産業廃棄物の性状及び荷姿：別表のとおり

イ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項：無

ウ 混合等により生ずる支障：無

エ 日本産業規格（JIS）C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項：無

オ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項：無

カ その他取扱いの注意事項：無

(2) 発注者は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ受注者と協議の上、定めることとする。

7. 受注者の責任範囲

(1) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

(2) 受注者が、業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。

8. 再委託の禁止

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。

9. 義務の譲渡等

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

10. 委託業務終了報告

(1) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、発注者が別に定める業務実施報告書を作成し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）とともに発注者に提出すること。ただし、家電リサイクル法対象家電については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に加え、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）＜排出者控＞を提出すること。

(2) 受注者は、学校からの搬出作業に関し、作業前・作業後の写真＜画像不鮮明、ピントの合っていないもの等は不可。デジタルカメラによる写真は可。全体が確認できるよう撮影すること＞を撮影して、発注者に提出すること。

11. 内容の変更

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託契約金額又は委託期間の変更をするとき、又は予定数量に大幅な変動が生じるときは、発注者・受注者協議の上、書面によりこれを定める。

12. 契約の解除

契約を解除した場合において、本契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- (2) 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が受注者がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- (3) 上記の場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受託者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行うものとし、受注者に対して、発注者が負担した費用の償還を請求することができる。

13. 約款の取扱い

本仕様書と本契約に付随する約款との間で、内容の重複により解釈に疑義が生じた場合は、本仕様書の条項を優先するものとする。

14. 業務実施上の留意事項

- (1) 家電リサイクル法対象機器にかかるリサイクル料金等の経費は、すべて受注者が負担すること。
- (2) 業務実施にあたっては、学校と十分協議し、実施日時や手法の決定を行うこと。
- (3) 学校施設及び器物を滅失・き損しないように注意すること。
- (4) 運搬車両の乗り入れを行う場合は、児童・生徒、通行人等に危険を及ぼすことのないよう安全に十分配慮し、万一受注者の責めに帰すべき事故等が発生した場合は受注者が賠償責任を負うこと。
- (5) 収集物が飛散又は流出することのないように、迅速・丁寧に運搬すること。
- (6) 業務の実施に必要な施設の電気、水道等の費用は、発注者の負担とする。
- (7) 応急措置又は軽微な事項等については、受注者の負担において行うこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、発注者受注者が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。